



平成 20 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社阪神調剤薬局
代表者名 代表取締役社長 岩崎 壽毅
(J A S D A Q ・ コード 2723)
問合せ先 取締役財務・経理部長 松下 修三
電話番号 0797-35-6227

当社の非公開化等のための定款の一部変更及び 全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 25 日開催の取締役会において、定款の一部変更及び当社の全部取得条項付株式の全ての取得について、平成 20 年 2 月 22 日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ・ 取締役の任期短縮のための当社定款の一部変更（定款の一部変更の件）

1. 変更の理由

当社は、後記「 当社を種類株式発行会社とするための当社定款の一部変更」及び「 当社の非公開化のための当社定款の一部変更」による当社の非公開化に伴い、取締役の経営責任を明確化し、経営体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するために、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することとし、所要の定款変更を行うものです。

また、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会で選任された取締役の任期を明確にするため、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、現行の定款を変更するものであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（取締役の任期） 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>（取締役の任期） 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（削 除）</p> <p><u>附則 第 21 条の規定にかかわらず、平成 18 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 20 年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>

3. 定款の一部変更の件 に関する日程の概略（予定）

平成 20 年 2 月 22 日（金） 臨時株主総会開催日、定款の一部変更の件 の効力発生日

・ 当社を種類株式発行会社とするための当社定款の一部変更（定款の一部変更の件 ）

1. 変更の理由

平成 19 年 12 月 27 日付当社プレスリリース「親会社、主要株主である筆頭株主、及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、DPホールディングス株式会社（以下「DPHD」といいます。）は、平成 19 年 11 月 13 日から平成 19 年 12 月 26 日まで当社普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行った結果、平成 20 年 1 月 8 日（決済日）をもって、当社普通株式 8,159,620 株（総株主の議決権の数に対する所有割合：75.52%）を保有するに至っております。

DPHDは、本公開買付けにかかる公開買付け届出書において表明しているとおり、本公開買付けにおいて、当社取締役の岩崎壽毅、岩崎賀世子、岩崎裕昭、岩崎友香及び岩崎壽毅株式会社（以下、岩崎壽毅、岩崎賀世子、岩崎裕昭、岩崎友香及び岩崎壽毅株式会社を総称して「経営者等」といいます。）が所有する当社普通株式 2,215,250 株を除いた、発行済全株式（自己株式を除きます。）を取得し、当社を非公開化することを企図しております。

当社事業においては、平成 19 年 11 月 9 日付当社プレスリリース「DPホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、医薬分業の進展に伴い拡大してきた調剤薬局市場に歩調を合わせ、急速なペースで出店を重ねてきた結果、当社の店舗ごとの収益性・生産性に格差が生じる状況が現出しております。また、特にこの数年、調剤薬局業界では規模の拡大、バリュー・チェーンの上下流への進出、サービス・ラインの拡充等を目的としてM&Aによる統合・再編が進展しており、今後斯業界において進行中の合従連衡が更に加速化し、競争が激化する可能性があります。当社は、上記のような当社及び調剤薬局業界を取り巻く状況下で、更なる飛躍を遂げるためには、短期的な売上成長を目的としない厳格な基準に基づいた出店の徹底や不採算店舗の整理等、中長期的な視点に立った抜本的経営改革（以下「経営改革」といいます。）が急務であるとの結論に至りました。もっとも、経営改革を実行する過程では、一時的にせよ企業規模の縮小や業績の悪化が見込まれ、また、それらに起因する株価の下落が予想される等、経営改革に伴うリスクが極めて大きなものとなる危険性があります。例えば、不採算店舗を整理すれば、当該店舗分の売上高が減少し、かつ整理に伴い多額の特別損失が発生するおそれがあります。また、出店基準を厳格化すれば、売上高の成長ペースはこれまでと比べ鈍化せざるを得ません。そして、これらの短期的な犠牲を伴う経営改革は、近年益々短期志向を強めている資本市場から、十分な評価を得られない可能性があります。

当社は、上記のような経営改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様にご負担いただくことを回避するとともに、今まで以上に迅速かつ機動的に経営改革を推進することが可能な経営体制へ転換するためには、当社を中長期的に支援することができる中核安定株主と当社経営陣とが一体となって事業を展開することが不可欠であり、そのためにはマネジメント・バイアウト(MBO)の手法により非公開化を行うことが最善であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社では、以下の方法によりDPHDによる当社の非公開化を行うことといたしました（以下総称して「本定款変更等」といいます。）

- (1) 定款の一部変更の件 による変更後の当社定款の一部を追加変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、平成 20 年 2 月 22 日（以下「本株主総会日」といいます。）現在において発行済の当社株式を「普通株式」と呼称することといたします。
- (2) (1)による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全てを取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付し、当社普通株式を全部取得条項付株式といたします。なお、全部取得条項付株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全てを取得する場合において、全部取得条

頂付株式1株と引換えに、本株主総会日現在において発行済の当社普通株式と同じ内容を有する新たな当社普通株式0.00001株を交付する旨を定めるものといたします。

- (3) 会社法第171条に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、上記(1)及び(2)による変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付株式1株と引換えに、新たな当社普通株式0.00001株を交付します。

会社法第171条並びに上記(1)及び(2)による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全て（自己株式を除きます。）を取得した場合（すなわち、本定款変更等を実施した場合）経営者等及びDPHD以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の新たな普通株式は、原則として1株未満の端数となる予定です¹。かかる株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に、売却することにより得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。ただし、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社の新たな普通株式をDPHDに対して売却すること、又は会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社の新たな普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株主総会日現在において株主様が保有する当社株式1株につき金400円（DPHDが当社株式に対して公開買付けを行った際における1株あたりの買付価格）の割合で計算した金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款の一部変更の件 は、本定款変更等の(1)として、当社が種類株式発行会社となるための規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、定款の一部変更の件 にかかる定款変更は、定款の一部変更の件 にかかる議案が承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

2. 変更の内容

変更の主な内容は以下のとおりであり、定款の一部変更の件 による変更後の当社定款を追加変更するものであります。

- ・普通株式及びA種種類株式の内容に関する規定を新設するものです。
- ・当社が種類株式発行会社になることに伴い、普通株式及びA種種類株式のそれぞれについて、発行可能種類株式総数についての定めを設けるものです。
- ・種類株主総会に関する規定を新設するものです。

（下線部分は変更箇所）

定款の一部変更の件 による変更後の定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、34,000,000株とする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、34,000,000株とし、<u>第6条の2に定める内容の株式（以下「普通株式」という。）の発行可能種類株式総数は17,000,000株、第6条の3に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）の発行可能種類株式総数は17,000,000株とする。</u></p> <p>（普通株式）</p> <p><u>第6条の2 当社は、平成20年2月22日現在において発行済の当会社の株式について、その内容として、会社法第</u></p>

<p>(新 設)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(株券の発行) 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p><u>108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p>(A種種類株式) <u>第6条の3 当社は、A種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(株券の発行) 第9条 当社は、<u>全ての種類の株式</u>に係る株券を発行する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(種類株主総会) <u>第18条の2 第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

3. 定款の一部変更の件 に関する日程の概略(予定)

平成20年2月22日(金) 臨時株主総会開催日、定款の一部変更の件 の効力発生日

・ 当社の非公開化のための当社定款の一部変更(定款の一部変更の件)

1. 変更の理由

定款の一部変更の件 でご説明申し上げておりますとおり、当社は、経営改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様へ負っていただくことを回避するとともに、今まで以上に迅速かつ機動的に経営改革を推進することが可能な経営体制へ転換するために、DPHDによる当社の非公開化を行うことといたしました。

定款の一部変更の件 は、定款の一部変更の件 でご説明申し上げました本定款変更等の(2)として、定款の一部変更の件 及び定款の一部変更の件 による変更後の当社定款の一部を追加変更し、(i)本株主総会日現在において発行済の当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全て(自己株式を除きます。)を取得する場合において、全部取得条項付株式1株と引換えに、本株主総会日現在において発行済の当社普通株式と同じ内容を有する新たな普通株式0.00001株を交付する旨の定款の定め、及び(ii)本株主総会日現在において発行済の当社普通株式と同じ内容を有する新たな普通株式についての定めを設けるほか、所要の変更を行うものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全て(自己株式を除きます。)を取得した場合に、経営者等及びDPHD以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の新たな普通株式は、原則として1株未満の端数となる予定です²。なお、定款の一部変更の件 にかかる定款変更は、会社法の規定に従い、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の特別決議による承認を得た上で、(i)定款の一部変更の件 にかかる定款変更の効力が生ずること、

及び(ii)後記「 . 全部取得条項付株式の取得」にかかる議案が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生ずるものであります。

また、定款の一部変更の件 にかかる定款変更の効力発生日は平成 20 年 3 月 28 日といたします。

2. 変更の内容

変更の主な内容は以下のとおりであり、定款の一部変更の件 及び定款の一部変更の件 による変更後の定款を追加変更するものであります。

- ・本株主総会日現在において発行済の当社普通株式に全部取得条項を付すことにより、株式の内容として全部取得条項を有する種類の株式とし、その呼称を「普通株式」から「全部取得条項付株式」に変更するものです。
- ・当社が発行することができるA種種類株式の内容に関する規定を削除し、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設するものです。
- ・A種種類株式の内容に関する規定を削除することに伴い、A種種類株式の発行可能種類株式総数に関する規定を削除するとともに、本株主総会日現在における発行済の当社株式の内容として全部取得条項を付し「全部取得条項付株式」と呼称することとし、また、新たに本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設することに伴い、それぞれの種類の株式につき発行可能種類株式総数に関する規定を定めるものです。

(下線部分は変更箇所)

定款の一部変更の件 及び定款の一部変更の件 による変更後の定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、34,000,000 株とし、第 6 条の 2 に定める内容の株式(以下「<u>普通株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は 17,000,000 株、第 6 条の 3 に定める内容の株式(以下「<u>A種種類株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は 17,000,000 株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、34,000,000 株とし、第 6 条の 2 に定める内容の株式(以下「<u>全部取得条項付株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は 17,000,000 株、第 6 条の 3 に定める内容の株式(以下「<u>普通株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は 17,000,000 株とする。</p>
<p>(普通株式)</p> <p>第 6 条の 2 当社は、平成 20 年 2 月 22 日現在において発行済の当会社の株式について、その内容として、<u>会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p>	<p>(全部取得条項付株式)</p> <p>第 6 条の 2 当社は、平成 20 年 2 月 22 日現在において発行済の当会社の普通株式について、その内容として、<u>会社法第 108 条第 2 項第 7 号の定めを設ける。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>当社が全部取得条項付株式を取得する場合には、全部取得条項付株式 1 株の取得と引換えに、0.00001 株の当会社の普通株式を交付する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>当社は、当社の発行する全部取得条項付株式について、その内容として、会社法第 108 条第 2 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号に定める事項についての定めを設けない。</u></p>

定款の一部変更の件 及び定款の一部変更の件 による変更後の定款	変更案
<p>(A種種類株式)</p> <p>第6条の3 当社は、A種種類株式を有する株主またはA種種類株式の登録質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(普通株式)</p> <p>第6条の3 当社は、<u>当社の発行する普通株式について、その内容として、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>全部取得条項付株式</u>の単元株式数は、100株とする。</p>

3. 定款の一部変更の件 に関する日程の概略(予定)

平成20年2月22日(金) 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日

平成20年3月28日(金) 定款の一部変更の件 の効力発生日

・ 全部取得条項付株式の取得

1. 全部取得条項付株式を取得することを必要とする理由

定款の一部変更の件 でご説明申し上げておきますとおり、当社は、経営改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様へ負っていただくことを回避するとともに、今まで以上に迅速かつ機動的に経営改革を推進することが可能な経営体制へ転換するために、DPHDによる当社の非公開化を行うことといたしました。

全部取得条項付株式の取得は、定款の一部変更の件 でご説明申し上げました本定款変更等の(3)として、会社法第171条並びに定款の一部変更の件 及び定款の一部変更の件 による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付株式の全て(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を割り当てるものであります。なお、かかる取得対価としては、定款の一部変更の件 による変更後の定款において定めるとおり、本株主総会日現在において発行済の当社普通株式と同じ内容を有する新たな普通株式とさせていただきます。

全部取得条項付株式の取得についてご承認いただいた場合、経営者等及びDPHD以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社普通株式の数は、原則として1株未満の端数となる予定です³。このように割り当てられる普通株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。具体的には、株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に、売却することにより得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。ただし、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社の新たな普通株式をDPHDに対して売却すること、又は会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社の新たな普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株主総会日現在において株主様が保有する当社株式1株につき金400円(DPH

Dが当社株式に対して公開買付けを行った際における1株あたりの買付価格)の割合で計算した金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、全部取得条項付株式の取得は、定款の一部変更の件 及び定款の一部変更の件 にかかる定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものであります。

2. 全部取得条項付株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付株式を取得するのと引換えに交付する金銭等及び全部取得条項付株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項

当社は、当社の取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載又は記録された株主様の有する全部取得条項付株式の全て(自己株式を除きます。)を取得し、これと引換えに、当社の定款第6条の2第2項の定めに従い、全部取得条項付株式1株に対し、0.00001株の割合にて当社の新たな普通株式を交付するものであります。

(2) 取得日

平成20年3月28日(ただし、全部取得条項付株式の取得は、定款の一部変更の件 及び定款の一部変更の件 にかかる定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとしします。)

(3) その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本定款一部変更等の日程の概要

平成20年1月25日(金)	取締役会決議(臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集)
平成20年2月22日(金)	臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会(予定) 株券提出手続の開始(予定)
平成20年2月23日(土)	整理ポストへの割当て(予定)
平成20年3月21日(金)	当社普通株式にかかる株券の最終売買日(予定)
平成20年3月23日(日)	当社普通株式にかかる株券の上場廃止日(予定)
平成20年3月27日(木)	全部取得条項付株式の取得にかかる基準日(予定)
平成20年3月28日(金)	株券提出期限(予定) 当社による当社全部取得条項付株式の取得及び新たな当社普通株式の交付の効力発生日(予定)

以 上

¹ ただし、当社は、全部取得条項付株式1株と引換えに新たな当社普通株式0.00001株を交付することを予定しているため、別途定める基準日(平成20年3月27日を予定しております。)現在において当社普通株式100,000株以上を保有する株主様については、当社の新たな普通株式が1株以上割り当てられることとなります。その場合でも、組織再編等を再度行うことにより、当該株主様についても、最終的には現金が交付されることとなる可能性がございます。

² 上記注1ご参照。

³ 上記注1ご参照。